

令和 2 年 4 月 2 2 日

青森県内自動車運送事業者各位

国土交通省東北運輸局青森運輸支局

飲酒運転の防止及び自動車事故報告規則に基づく報告（速報）
の徹底について

事業用自動車の飲酒運転の防止及び自動車事故報告規則に基づく報告（速報）については、「事業用自動車の飲酒運転防止の徹底について」（平成30年12月25日付け東自保第78号、東自監第402号）をはじめ、あらゆる機会を通じて徹底を図ってきたところであります。

そのような中、令和2年4月4日、宮城県内の貨物自動車運送事業者の運転者が飲酒しながら事業用自動車を運転し、さらに物損事故を起こし、岩手県警察に検挙されるという事案が発生しました。

飲酒運転の撲滅は「事業用自動車総合安全プラン2020」で定められた目標の一つであり、目標達成に向け業界が一丸となり取り組んでいる中でこのような事案が発生したことは、自動車運送事業の社会的信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

また、自動車運送事業者は飲酒運転を伴う事故が発生した場合、速やかに管轄の運輸支局長へ報告しなければならないにもかかわらず、報告が遅延していたことも誠に遺憾であります。

については、飲酒運転撲滅の取り組み及び自動車事故報告規則に基づく報告（速報）について、徹底をお願いします。

（参考）

1. 「事業用自動車の飲酒運転防止の徹底について」
2. 「事業用自動車総合安全プラン2020」目標
3. 自動車事故報告規則（抄）

参考 1

東自保第78号
東自監第402号
平成30年12月25日

管内各運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

自動車交通部長
(公印省略)

事業用自動車の飲酒運転防止の徹底について

事業用自動車の飲酒運転防止については、あらゆる機会を通じて徹底を図ってきたところであるが、当運輸局管内において9月以降、立て続けに貨物自動車運送事業者の運転者による飲酒運転を伴う事故が3件発生した。事実関係については調査中であるが、運転者が遠隔地での休息中、又は対面点呼後の乗務中に飲酒が行われていたとの報告を受けている。

また、自動車運送事業者は飲酒運転を伴う事故が発生した場合、速やかに管轄の運輸支局長へ報告しなければならないにもかかわらず、公安委員会からの通報により発覚するまでの間、速報がなされなかった。

事業用自動車の安全かつ確実な輸送は自動車運送事業者の当然の責務であり、社会的にその行為を強く禁じられている飲酒運転が依然として後を絶たない状況は、自動車運送事業の信頼を著しく失墜させるものであり、誠に遺憾である。

については、貴支局管内の関係事業者に対し、同種事案の再発防止のため、特に下記事項について強力に指導されるとともに、年末年始を迎え飲酒の機会が多くなることも考えられることから、あらためて輸送の安全確保に万全を期すよう周知徹底を図らねばならない。

記

1. 点呼の厳正な実施

- (1) 点呼の実施にあたっては、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確実に確認すること。

(2) 特に遠隔地における点呼でのアルコール検知器の適切な使用を徹底するとともに、酒気帯びの有無を確実にチェックできる管理体制や手法を構築すること。

2. 運転者に対する指導監督の徹底

(1) 乗務中における飲酒の禁止を徹底し、酒気帯び運転の危険性やアルコール依存症の危険性、法令遵守等について計画的かつ継続的に教育を実施するとともに、運転者の健康診断、適性診断結果をもとに個人面談等を行い、飲酒習慣のある運転者に適切な指導を行うこと。

3. 事故速報の徹底

(1) 自動車事故報告規則第4条第1項各号に掲げる事故が発生した際には、24時間以内においてできる限り速やかに管轄する運輸支局長に速報すること。

事業用自動車総合安全プラン2020目標

(全体目標)

- ① 平成32年までに死者数235人以下
- ② 平成32年までに人身事故件数23,100件以下
- ③ 飲酒運転ゼロ

(業態別目標)

【バス】

- ① 平成32年までに死者数10人以下
- ② 平成32年までに人身事故件数1,100件以下
- ③ 飲酒運転ゼロ

【タクシー】

- ① 平成32年までに死者数25人以下
- ② 平成32年までに人身事故件数9,500件以下
- ③ 飲酒運転ゼロ

【トラック】

- ① 平成32年までに死者数200人以下
- ② 平成32年までに人身事故件数12,500件以下
- ③ 飲酒運転ゼロ

自動車事故報告規則（抄）

※速報にかかるものを抜粋。斜体は第2条からの引用。

第四条 事業者等は、その使用する自動車について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、前条第1項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

(1) 第2条第1号に該当する事故（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こしたものに限る。）

→第2条第1号 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの

(2) 第2条第3号に該当する事故であつて次に掲げるもの

イ 2人（旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、1人以上の死者を生じたもの

ロ 5人以上の重傷者を生じたもの

ハ 旅客に1人以上の重傷者を生じたもの

→第2条第3号 死者又は重傷者を生じたもの

(3) 第2条第4号に該当する事故

→第2条第4号 10名以上の負傷者を生じたもの

(4) 第2条第5号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

→第2条第5号 自動車が積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの

イ 消防法第2条第7項に規定する危険物

ロ 火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類

ハ 高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス

ニ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによつて汚染された物

ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによつて汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によつて汚染された物

ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令別表第2に掲げる毒物又は劇物

ト 道路運送車両の保安基準第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物

(5) 第2条第8号に該当する事故（酒気帯び運転があつたものに限る。）

→第2条第8号 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの